

令和
五條市議会第三回九月定例会会議録(第四号)
元 年

令和元年九月二十五日(水曜日)

議事日程(第五号)

令和元年九月二十五日 午前十時開議

第一 議第 三十号 五條市林産物加工施設条例の制定について

議第 四十号 令和元年度五條市一般会計補正予算(第五号)議定について

第二 議第 二十九号 五條市森林環境基金条例の制定について

議第 三十七号 五條市上野公園条例の一部改正について

議第 四十一号 令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算(第二号)議定について

議第 四十二号 工事請負契約の締結について

第三 委員会の閉会中の継続審査について

(認第 一号 平成三十年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について

認第 二号 平成三十年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認第 三号 平成三十年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認第 四号 平成三十年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

認第 五号 平成三十年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認第 六号 平成三十年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について

認第 七号 平成三十年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認第 八号 平成三十年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 九号 平成三十年度五條市水道事業会計決算認定について
- 第四 同第 九号 五條市監査委員の選任について
- 第五 推第 四号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 第六 発議第 六号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 第七 発議第 七号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書について
- 第八 発議第 八号 所得税法第五十六条の廃止を求める意見書について
- 第九 発議第 九号 敷地内全面禁煙の一部見直しを求める意見書について
- 第十 発議第 十号 適正な予算執行を求める意見書について
- 第十一 発議第十一号 牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
岩	窪	吉	牧	平	養	伊
本		田	野	岡	田	谷
	佳		雅	清	全	賢
孝	秀	正	一	司	康	司

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太
副市長	檜
教育長	内
理事（総務部長）	内
技監	田
政策企画監	好
市長公室長	紀
危機管理監	吉
すこやか市民部長	堀
あんしん福祉部長	藤
産業環境部長	吉
都市整備部長	山
教育部長	福

松	石	井	平	中	辻	和	細	藤	吉	堀	檜	太
井	田	上	田	本	田	田	川	原	田	内	内	田
和	茂	耕	賢	祥	剛	敬	克	暁	伸	成	好	
永	人	昭	一	二	友	明	太	哉	史	起	吉	紀

十二番	十一番	十番	九番	八番
大	藤	吉	山	福
谷	富	田	口	塚
龍	美	雅	耕	
	恵			
雄	子	範	司	実

事務局職員出席者

西吉野支所長 水本俊明
大塔支所長 谷口晶紀
水道局長 東純司
会計管理者 小森比登美
秘書課長 菊井順作
企画政策課長 西西久美
財政課長 西本久雄
土地開発公社事務局長 松本成人

事務局長 井筒昭則
事務局次長 馬場雅樹
事務局係長 車谷憲隆
事務局主任 芳田佳名子
事務局係員 窪勇人
速記者 柳ヶ瀬五美

午前十時零分開会

○議長（平岡清司）ただいまから、去る十日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。去る十日に行いました一般質問におきまして、二番養田全康議員の質問に対して、松井教育部長から答弁がありました。松井教育部長からこの答弁を訂正したいとの申出がありますので発言を許します。松井教育部長。

○教育部長（松井和永）おはようございます。

去る九月十日の本会議におきまして養田議員の御質問の中で、小・中学校管理における備品購入費についての質問でございましたが、私の答弁におきまして小学校管理費百万円、中学校管理費三百四十六万円と答弁いたしました。この部分について誤りがございましたので、再度答弁させていただきます。

「小学校管理費につきましては四百八十五万円、中学校管理費につきましては六百五十万円でございます。」このように訂正を行うとともに、ここにお詫び申し上げます。

以上でございます。

○議長（平岡清司）以上で発言の訂正を終わります。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（平岡清司）初めに日程第一、議第三十号及び議第四十号の二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会吉

田 正委員長。

〔総務文教常任委員長 吉田 正登壇〕

○総務文教常任委員長（吉田 正）ただいま議題となりました、議第三十号及び議第四十号の二議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、九月十日の本会議において当委員会に付託され、十一日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十号 五條市林産物加工施設条例の制定につきましては、五條市における木材製品の生産を向上させ、林業振興の促進と大塔町の地域振興を推進するための施設整備に関し、必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図っていくために条例の制定を行うもので、当局

の説明により了承した次第であります。委員から、林産物を搬入しようとする者の対象をただしたのに対し、「五條市内で林業を営んでいる方を中心に考えている。」との答弁があり、委員から、買取り価格についてただしたのに対し、「今日現在まだ決めていない。地域により、値段の幅があるが、チップ材については六千円から一万円程度の間で価格設定をしたい。」との答弁がありました。

また、委員から、建築場所は紀伊半島大水害で大量の土砂が流れ込んだ場所であるが、その後の安全対策についてただしたのに対し、「県がアンカー工事をし、擁壁工事も完了し、安全対策はされている。」との答弁がありました。

また、委員から、施設の能力をただしたのに対し、「製材品については、二、〇〇〇立米から三、〇〇〇立米、チップは五、〇〇〇トン、原木は三、〇〇〇トン程度の生産を考えている。」との答弁があり、委員から、原木購入費の基準をただしたのに対し、「価格が地域によりまちまちであるので、近隣の状況を踏まえながら、今後価格設定をしていきたい。」との答弁がありました。

また、委員から、施設管理についてただしたのに対し、「当面は市の直営で運営する。」との答弁があり、委員から、地域振興も兼ねての部分もあるが、投資した金額やランニングコストを考えて利益が出るかをただしたのに対し、「チップ材については、利活用していただける場所に出荷し、ラミナについては、集成材の工場に出荷し、継続して販売していきたい。」との答弁があり、委員から、材の確保と販売先の確保、ランニングコストなどの部分の利益がきちんと出せるような取組をしていただきたいとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十号 令和元年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきましましては、歳入歳出予算及び地方債の補正で、歳入歳出予算としては、予算総額に歳入歳出それぞれ六千二百四十万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百八億五千五百八十七万六千円とするもので、歳出予算の主な内容は、子育てのための施設等利用給付費百三十二万円、（仮称）木質チップ生産施設整備事業費六百四十三万一千円、企業立地・雇用促進奨励金三百三十五万円、市道岡口三号線整備に伴う道路新設改良費三千七百五十万円、スクールバス操車場整備工事費一千三百八十万円で、歳入予算の主な内容は、地方特例交付金、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、市債を追加し、歳出との均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、企業立地・雇用促進奨励金の詳細をただしたのに対し、「企業名は株式会社オオタ、業種は金属製品の加工・塗装業、場所は南大和テクノタウンにある一社で、現在操業中である。」との答弁がありました。

また、委員から、スクールバス操車場には雨よけの待合室等があるかをただしたのに対し、「待合室のようなものを作る計画はない。バスが

待っているその場所で子供たちが待つようなことはないので、検討していない。」との答弁がありました。委員から、子供の急な飛び出し等の安全対策として鉄柵等の設置を考えていたのに対し、「車道と歩道を分離しており、先生や運転者に注意をしてもらいながら乗り降りできるようにするが、今後、安全対策について、検討させていただきます。」との答弁がありました。

また、委員から、操車場の土地は購入するのか、借地なのかをただしたのに対し、「土地借上に関する取扱基準に基づく料金設定による借地を考えている。」との答弁があり、委員から、スクールバスに乗らないで通学することは可能かとただしたのに対し、「基本として、スクールバスに乗って通学してもらうことを考えている。」との答弁があり、委員から、バス以外に父兄の車が迎えに来たときは、操車場に入れるかただしたのに対し、「スクールバスの運行の支障になるので、バス専用と考えている。」との答弁があり、委員から、バスより早く帰るときは親が迎えに行くこともあるので、その駐車場確保等、今後、検討していただきたいとの意見がありました。

また、委員から、面積についてただしたのに対し、「面積は約五七〇平米である。」との答弁があり、委員から、図面があるかただしたのに対し、「今現在、荒木神社の関係者と協議しているところなので、今はない。」との答弁があり、委員から、宇智小学校までの市道は荒木神社の参道にもあたるので、氏子総代さんにも説明されているかとただしたのに対し、「既に何回か出会う予定があり、今月も出会う予定があり、また、参道でもあるので、御理解いただけるよう御説明をさせていただく予定である。」との答弁があり、委員から、今後、宇智小学校に統合されると子供の人数は増えるので、安全対策には十分注意をしていたかどうかとの意見があり、また、委員から、スクールバスは何台ぐらい集まるかただしたのに対し、「現在は三台で、五年先は六台程度を見込んでいますが、今後バスの台数等も検討してまいります。」との答弁がありました。

また、委員から、(仮称)木質チップ生産施設の原木購入費二百二十万円の詳細をただしたのに対し、「ラミナについては、約一〇〇トンを出荷しトン当たり八千円、チップについては、約二〇〇トンを出荷しトン当たり七千円の設定で予算要求をさせていただいた。」との答弁がありました。

また、委員から、市道岡口三号線道路整備工事について、詳細をただしたのに対し、「道路の代替地として土地開発公社の土地、約二六〇平米の買戻しに一千九百五十万円、物件補償調査の完了により当初の五件から一部道路の法線の見直しにより、補償対象物件が増え、一千八百万円の不足が生じた。」との答弁があり、委員から、道路の完成見込みを、新庁舎の完成と比較してただしたのに対し、「新庁舎完成までに、道路開通の予定である。」との答弁があり、委員から、用地交渉の進捗をただしたのに対し、「用地交渉については、全件終わっており、

概ね了解をいただいている。」との答弁があり、委員から、今後も引き続き交渉をお願いするとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本二議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本二議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本二議案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第二、議第二十九号、議第三十七号、議第四十一号及び議第四十二号の四議案を議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田雅範委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田雅範登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田雅範）ただいま議題となりました、議第二十九号、議第三十七号、議第四十一号及び議第四十二号の四議案につき

まして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、九月十日の本会議において当委員会に付託され、十二日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第二十九号 五條市森林環境基金条例の制定につきましては、本年度より国から譲与される森林環境譲与税の一部、または全部を基金に積み立てることにより、五條市が実施する間伐等の森林整備、人材育成や担い手の確保、木材の利用促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な地方財源を安定的に確保するため、資金を積み立てるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、国からの譲与金額をただしたのに対し、「現在総務省からの通知はないが、国の予算規模は、二百億円程度と見込んでおり、約一千九百万円を見込んでいる。」との答弁がありました。また、委員から保険事故時の相殺についてただしたのに対し、「ペイオフによる金融機関の借入金と相殺できるように規定を設けないと相殺できないため、相殺規定を設けるものである。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三十七号 五條市上野公園条例の一部改正につきましては、五條市上野公園防災力強化棟のしゅん工に伴い多目的ホールの利用料金を定めるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、総合体育館の会議室やほかの施設の利用料金との整合性をただしたのに対し、「総合体育館の会議室と同じ方法で求めている。」との答弁があり、また、委員から、単独で多目的ホールだけを使用することは可能かをただしたのに対し、「可能である。」との答弁があり、また、委員から、使いやすいシダーアリーナという形で、子供、高校・大学、一般というような利用料金の設定が可能ならば、是非検討していただきたいとただしたのに対し、「上野公園全体に影響があるので、今後精査の上、検討してまいりたい。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十一号 令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ六千七百八十六万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十一億五千八百五十六万三千円とするもので、歳出については、五千六百万五千円を介護保険財政調整基金へ積み立て、一千七百七十五万八千円を国庫・県費・支払基金へ返還するもので、歳入として前年度繰越金等を追加して歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十二号 工事請負契約の締結につきましては、五條市新庁舎（国・県・市集約型）建設建築工事を総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札で、一共同企業体から入札書の提出があり、開札の結果、村本・キタムラ特定建設工事共同企業体が、入札金額消費税抜きで四十七億二千万円、評価値二十七・一一六で、村本・キタムラ特定建設工事共同企業体、代表者 北葛城郡広陵町大字平尾一一番地の一、村本建設株式会社奈良本店 常務執行役員本店長 高田幸伸と工事請負契約を締結しようとするもので、契約金額は、消費税込みで五十一億九千二百万円であるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、それぞれの負担となる金額をただしたのに対し、「市の負担は約三十六億六千六百万円、県の負担は約十五億二千六百万円、国の負担はなく、市の実質負担は約十二億一千四百万円である。」との答弁があり、また、委員から、仕様書に対する質問内容と質問数をただしたのに対し、「主な質問内容は、積算部分の確認事項で、質問数は三百七十件である。」との答弁があり、また、委員から、契約金額以外に工事費が発生する場合の限度額が、記載されているかをただしたのに対し、「契約に係る債務負担の限度額の設定がある。」との答弁があり、また、委員から、契約に係る工期は何箇月かをただしたのに対し、「工期は二十三箇月を見込んでいます。」との答弁があり、また、委員から、地域住民への十分な説明をしていただき、工期を守ってしゅん工していただきたいとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。なお、付託議案の審査終了後、当局から、「五條市し尿汲取料金について」報告を受けた次第であります。以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本四議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本四議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よつて本四議案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）ここで井上産業環境部長から発言の申出がありますので井上産業環境部長の発言を許します。井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）失礼します。

令和元年六月十日、議案審議において、し尿汲取料金について誤つた答弁を行い、議員の皆様や関係者及び関係市民に大変御迷惑をお掛けしたことについて、謝罪し訂正させていただきます。

養田議員から、「この条例改正によって汲取業者がどう変わるのか。また、汲取つていただく市民がどう変わるのか。」との御質問に対して、「汲取料金は、市民の負担は従来と何ら変わりません。」との答弁を、次のように改め訂正いたします。

「汲取料金について、許可業者は今後、自らの判断により料金設定をすることになります。汲取料金については、平成三十年三月定例会において制定されました「五條市し尿汲取料等審議会条例」の規定に基づき御審議いただき、その答申の中で「し尿汲取料金は公的要素を有していることから、新たに『五條市し尿汲取料料金改定に係る市の意見書提出等に関する要綱』を制定し、その第三条第一項で許可業者は、し尿汲取料金を改正しようとするときは、原価計算書等の資料を添えて、改定意見書を市長に提出するものとする。二項で市長は、改定意見書の内容を五條市し尿汲取料等審議会に報告して審議を求める。三項で市長は、許可業者に対し審議会の審議結果を踏まえて市としての指針を通知するとそれぞれ規定しており、今後はこの要綱に基づいて、料金が設定されるものと承知しております。」

続きまして、養田議員から、「近隣の市町村から比べたら、汲取料はどれくらい推移なのか。」との御質問に対し、「しかし汲取料金は公的要素を有しておりますので、現状の百円のままで当分の間させていただきたい。」との答弁を、次のように改め訂正いたします。

「先ほどの答弁で申し上げたように、許可業者に対し審議会の答申を踏まえて市としての指針を通知し、各許可業者は、この指針に基づいて、料金を設定するものと考えております。」

以上、答弁とさせていただきます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（平岡清司）次に日程第三、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

決算審査特別委員会で審査中の認第一号から認第九号までの九議案について会議規則第百十一条の規定により、お手元に配布しておりますとおり閉会中継続審査申出書が提出されました。また、決算審査特別委員会から審査の中間報告の申し入れがありますので、これを許可いたします。決算審査特別委員会岩本 孝委員長。

〔決算審査特別委員長 岩本 孝登壇〕

○決算審査特別委員長（岩本 孝）ただいま議題となりました、認第一号から認第九号までの九議案につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過を御報告申し上げます。

本特別委員会は、九月十日の本会議におきまして、平成三十年度の各会計歳入歳出決算について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、大谷龍雄議員、山口耕司議員、福塚 実議員、吉田 正議員、牧野雅一議員、伊谷賢司議員、そして私、岩本 孝の七名が選任され、本会議終了後に開催された委員会におきまして、委員長に私、岩本 孝が、副委員長に福塚 実委員がそれぞれ互選され、審査に入り、審査日程については、十三日、十七日、十八日の三日間とすること並びに審査方法・順序について協議しました。

以下、十三日に開会いたしました当委員会での審査の経過について、その概要を報告いたします。

審査の方法は、まず、各会計の概要説明ののち総括質問を行い、続いて各会計別に審査を行うこととし、審査の順序は、慣例により、一般会計の歳出から各款及び項別に個々の説明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進めました。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 現在のし尿汲取料金についてはただしたのに対し、「令和元年七月から、一八リットル当たり二百十円から二百二十円の範囲で各許可業者が各自し尿汲取料金を設定している。現在は、百円ではない。」との答弁があり、委員から、料金設定について、見解の相違があるとの意見があり、また、委員から、五條市し尿汲取料等審議会で審議されて、結果として料金が上がるという答申が出たときは、市民の負担にならないように市も負担すべきとの意見がありました。

- 二 新庁舎建設に係る議場等の設計についての指摘事項を反映しているかたまたまのに対し、「新庁舎建設及び周辺道路整備特別委員会での指摘事項について、十分反映している。」との答弁がありました。
- 三 シンダーアリーナでの柔道大会において、五條市が主催でない大会に畳敷込み料を支払っていることをただしたのに対し、「基本的に大きな大会については、畳敷込み料を支払っている。」との答弁がありました。委員から、市が主催でない大会に畳敷込み料を支払っているのは、いかがなものかとの意見がありました。
- 四 JR五條駅跨線橋の腐食の実態についてただしたのに対し、「平成二十八年度に定期点検を実施し、総合的な判断レベルは、レベル二であり、次回の点検は令和三年度に予定している。」との答弁があり、委員から、早いうちに補修をする方が安い費用でできるとの意見がありました。
- 五 昼食のため午前十一時三十二分に休憩し、午後一時から総括質問を再開しました。
- 六 下水道の普及率をただしたのに対し、「令和元年七月末時点で、普及率は五三・〇パーセントである。」との答弁があり、また、委員から、汲取をされている方の人数、割合をただしたのに対し、「人数は七千八十九人で、割合は、二三・一パーセントである。」との答弁がありました。
- 七 庁舎跡地のまちづくり構想についてただしたのに対し、「五條市ビジョンの中で検討し、全体的な計画に沿って進めていこうと考えている。」との答弁があり、委員から、市として跡地利用の計画をしっかりと市民の皆さんに示していただきたいとの意見がありました。
- 八 読書バリアフリー法についての取組をただしたのに対し、「視覚や発達障がい、肢体不自由などの障がいのある人が読書をしやすい環境整備の推進や、地方公共団体の責務として、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に実施していかなければならないことなどが明記されている。」との答弁があり、委員から、その取組が、本市においてできていないなら、市民の方の力を借りながら進めていく体制づくりとなるのかをただしたのに対して、「視覚障がい者の方などが読書を更に楽しんでいただけるように、図書館と連携を図りながら具体的な取組について協議を進めていく。」との答弁がありました。
- 九 備品購入において、テレビの入札条件に三年保証を付けた事例があり、その入札方法が公平、公正かについてただしたのに対し、「一つのメーカーに絞られるような仕様書の作り方は適切でないと考えている。常に注視してまいりたい。」との答弁があり、委員から、幅広く商品の選択ができ入札に参加できる同等の規格でお願いしたいとの意見がありました。

九 学校の給食費の徴収方法についてただしたのに対し、「入学、入園時に口座振替の申込みをしてもらい、給食費が口座から引き落としされることになっている。」との答弁があり、委員から、口座引き落としができない場合についてただしたのに対し、「学校に連絡がいく。」との答弁がありました。

委員から、学校から督促状を送るといのは、教員の仕事ではないと思うし、市の方で処理をしていくことについてただしたのに対し、「教員の働き方改革の方針に基づくことに留まらず、給食費の徴収管理業務は、教員ではなく市が担うようにするための研究と推進に努めてまいる。」との答弁がありました。

十 給食に異物が混入していたことについてただしたのに対し、「そのクラスの給食を停止して代替食を提供し、混入していた異物の調査をした。」との答弁があり、委員から、ほかに異物混入事案はなかったのかをただしたのに対し、「今年度に数回あった。」との答弁があり、委員から、どの過程で混入したかを究明し、このような事案が起こったときに、早く対応できるマニュアルを策定している市があるので、本市においても作成してほしいとの意見がありました。

十一 マイナンバーカードの普及状況について、交付率をただしたのに対し、「本市の交付率は一・三パーセントで、県全体の交付率は一六・〇パーセントとなっております。県内十二市の中では下から二番目である。」との答弁があり、委員から、交付率が低い要因をただしたのに対し、「徐々には上がってきている。要因については分からないが、交付率を上げるためにいろいろいるところで啓発活動を行っている。」との答弁があり、委員から、マイナンバーカードのメリットを活用できるような、住民サービスをお願いするとの意見がありました。

十二 財政難を乗り切る施策についてただしたのに対し、「厳しい財政状況を踏まえ、予算のより一層の精査に努めるよう各部署に指示を出している。今後、国や県への要望活動等において、特別交付税や各種補助金をより多く獲得できるように精一杯努力してまいります。」との答弁があり、委員から、我々議員も身を切るような改革をしていかなくてはならないと感じているとの意見がありました。

十三 先日の監査結果報告にあるエコ・シードという会社についてただしたのに対し、「電話連絡をしたが、現在、別の会社になっている。」との答弁があり、委員から、市としての聞き取り調査の予定をただしたのに対し、「現在庁内会議等で打合せしており、その結果に基づいて対応する。」との答弁があり、委員から、問題になってから日にちが過ぎている。適切なときに早急な対応が取れていたら、特別委員会を設置するようなことにならなかったと思うとの意見がありました。

十四 公園緑地課で事務を担当されていた職員を庁内会議に呼んで聞き取りをする予定があるかをただしたのに対し、「今後検討してまいりた

い。」との答弁があり、委員から、検討というより呼んで聞き取りをしないと詳細の部分が分からないし、検討では手ぬるいとただしたのに対し、「我々は我々として検討をしてまいりたい。」との答弁があり、委員から、市長、教育長から何らかの答弁があつてしかるべきではないかとただしたのに対し、「監査結果を議会に報告した後、すぐに新聞記者に説明をし、それが新聞記事になっている。特別委員会が設置されたが、私たちも今内部調査をして、今後、厳正に対応していく。」との答弁があり、委員から、今後適切な対応を、市としてしっかり行って、その報告をしていただきたいとの意見がありました。

十五 自治会保険に適用されない項目についてただしたのに対し、「現在加入されている保険については、レクリエーション保険に熱中症を特約として追加したもので、草刈り機等の機械を使用しただけの場合は適用外である。」との答弁があり、委員から、自治会の奉仕作業は、草刈り機を使うことが多いが、今後も同じような内容の保険に加入するかをただしたのに対し、「平成二十五年から現在の特約を追加した保険に加入している。今後、保険の見直しも含めて、来年度加入する保険については、自治連合会理事会の方で検討されると聞いている。」との答弁があり、委員から、加入について最低限の人数の制約があつたりするので、そういう部分の対応もお願ひしたいとの意見がありました。

十六 各種イベントに対する補助金についてただしたのに対し、「経常収支比率が一〇〇パーセントを超えるという非常に厳しい状況であるので、全てについて精査していき、経済効果等を判断しながら、予算査定をしてまいりたい。」との答弁があり、委員から、二十年以上続けてイベントをしているところもあるので、市に対する貢献度や市内業者の発展、育成にもつながるので、よく考慮していただきたいとの意見がありました。

十七 本年七月一日から庁舎敷地内禁煙になつてからの職員の喫煙状況を把握しているかについてただしたのに対し、「職員個々の状況は把握していない。」との答弁があり、委員から、県内十二市の中で、六市が喫煙場所を設置しているが、今後、庁舎に喫煙場所を設置する考えがあるかをただしたのに対し、「現庁舎においては、現状を維持していく。新庁舎に関しては、いろいろな考え方もあると思うが、関係法令の趣旨を踏まえ、総合的に判断してまいりたい。」との答弁があり、委員から、喫煙による心のゆとりやリラククス効果もあるので、対応していただきたいとの意見がありました。

十八 老朽化している忠魂碑の対応についてただしたのに対し、「市内にたくさんある忠魂碑の管理者を調査して、今後の対応を考えてまいりたい。」との答弁があり、委員から、ルールづくりも大変難しいと思うが、御遺族にとつても安心な忠魂碑となるようにお願いするとの意見がありました。

十九 公共施設のWi-Fi環境の整備についてただしたのに対し、「平成三十年度末現在で民間事業者設置の公共施設を含めて三十二施設、うち、市が設置したWi-Fi環境がある施設は九施設であり、今年度は五條中央公園に設置した。」との答弁がありました。

二十 国や県に対しての予算獲得に向けた市長の取組についてただしたのに対し、「大変厳しい財政状況の中で今やるべきことは、国、県からいろいろな補助金を獲得することが大変大事だと考える。今まで以上に要望活動を行い、職員一丸となって頑張つてまいりたい。」との答弁があり、委員から、五條市のために頑張つていただきたいとの意見がありました。

二十一 市民からの要望件数と内容についてただしたのに対し、「個人からの要望件数は四十七件、主な内容は、市の業務内容、道路・河川の危険箇所やごみ衛生関係で、自治会からの要望件数は二十七件、主な内容は、道路整備やコミュニティバス関連である。」との答弁があり、委員から、その要望箇所を全て取り組んでいこうとしたときの事業費を試算したことがあるかただしたのに対して、「ハード整備全てについて試算したことはない。」との答弁があり、委員から、今後、試算というのにも必要で、いろいろな要望に対応できるように体制を取つていただきたいとの意見がありました。

二十二 自治会非加入者へのハード面での要望事項の取扱いについてただしたのに対し、「地域政策課で対応している。内容により緊急度等を加味して対応の度合いを決めている。法的な相談については、中南和法律相談センターの無料相談等を紹介している。」との答弁があり、委員から、自治会非加入者への行政からの連絡方法についてただしたのに対し、「地域政策課が事務局なので、連絡調整等サポートしてまいりたい。」との答弁がありました。委員から、自治会長に言えば、住民全てに伝わることもないという認識も持つていただけるような取組をお願いしたいとの意見がありました。

二十三 新庁舎建設予定地の造成工事におけるゲリラ豪雨等の対応についてただしたのに対し、「雨水対策については、造成敷地内に沈砂池を設けて、流入量を計算しながら、調整池を作っており、現在沈砂池で対応できている。」との答弁があり、委員から、開発指導要綱に定められている基準に合っていないも、昨今の異常気象に対して何か工夫できることがあれば取り組んでいただきたいとの意見があり、また、委員から、敷地西側の擁壁からの西日の照り返しについての対応についてただしたのに対し、「擁壁にネットを張り、輻射熱を遮るような方法で対応しているが、当初予想していなかったもので、対応については検討しながら行つていく。」との答弁がありました。

二十四 市道野原西一九号線の通行量の見込みをただしたのに対し、「把握していない。」との答弁があり、委員から、安全対策についてただしたのに対し、「警察協議を行っており、それぞれの交差点について、デリネーター、止まれの表示及び停止線等で対応している。」との答

弁があり、委員から、旭町側の交差点について、警察協議の中で出ていていることについてただしたのに対し、「破線による誘導とデリネーターを設置して対応するという協議である。」との答弁があり、委員から、観光交流センターと市道野原西一九号線を拠点として、今以上にぎわいのある場所に発展させることができるよう検討していただきたいとの意見がありました。

二十五 地方創生事業の中に、重要伝統的建造物群保存地区の保存事業をリンクさせるような取組があるかについてただしたのに対し、「市が前面にでるのではなく、後方支援に回って、まちづくり団体等が一手に担うようなことがあれば良いと考える。また、今後、地域商社というものがあるといった形で市全体に広がっていくかは大きな課題である。」との答弁があり、委員から、新町地区には市の施設が幾つかあるので、その地域に住む人を増やす方法を考え、空き家を減らしていくことを行政が主導して、民間の人にも協力してもらうことを検討していただきたいとの意見がありました。

二十六 職員の職場環境について、今現在どのような改善がされたのかただしたのに対し、「働き方改革関連法が可決成立し、公布されたところであり、労働時間の短縮と効率的な事務事業の執行について徹底するよう、庁内情報や部課長会において周知を行っている。」との答弁があり、委員から、職員の職場環境の改善がいろいろな市民サービスの向上につながるので、取組を緩めることなく進めてほしいとの意見がありました。

以上、午後四時三十七分に総括質問が終了し、延会となりました。

十七日、午前十時に各会計別の審査を再開しました。

初めに、一般会計の歳出についてであります。

議会費については質疑がありませんでした。

次に、総務費についてであります。

一 新庁舎オフィス環境整備支援業務委託料についてただしたのに対し、「新庁舎へ移転するにあたり、主に新庁舎用の備品を用意するための調査等の委託業務である。」との答弁があり、委員から、是非とも必要なものに限って、今あるものは有効利用し、効果的な委託業務にしてほしいとの意見がありました。

二 自衛隊体験入隊負担金について参加する市職員の個人負担の有無をただしたのに対し、「参加する市職員の個人負担はない。」との答弁があり、委員から、自衛隊への体験入隊の中止を求める意見がありました。

三 減債基金積立金について、当初予算額と決算額が大幅に違う理由をただしたのに対し、「平成三十年六月に、財政調整基金積立金から減債基金積立金に六億円と公共施設整備基金積立金に二億円を積替えたためである。」との答弁がありました。

四 広報紙等戸別配布業務委託料について、広報紙を戸別配布する世帯数をただしたのに対し、「平成三十一年三月号では二千四百二十四世帯である。」との答弁があり、委員から、広報紙の新聞折り込みの件数をただしたのに対し、「件数は、一万七百五十件である。」との答弁があり、委員から、広報紙が全世帯に配布されているかただしたのに対し、「平成三十一年三月三十一日現在の市の世帯数は一万三千五百八十九世帯である。紙媒体を好まない方もいるので、ホームページにも広報を掲載して対応している。」との答弁がありました。

五 西吉野支所費の繰越明許費分、吉野三山ルートマップ作成委託料についてただしたのに対し、「マップは二千部作成し、配布している。」との答弁があり、委員から、どこで配布しているか、市民の皆さんへの周知方法についてただしたのに対し、「配布先は、市内各施設、観光案内所、観光交流センター、その他公民館等である。市外では、東京都にある奈良まほろば館、橋本市、河内長野市、八尾市等にも配布している。周知方法は、ホームページに掲載している。」との答弁があり、委員から、作成した部数のうち、何部を配布したかただしたのに対し、「現在約一千三百部を配布した。残りは、柿の里まつり等で配布予定である。」との答弁がありました。

六 大塔支所費のコミュニティ助成事業助成金の使途についてただしたのに対し、「大塔自治連合会からの要望により、健康器具、放送機材、音響設備、テレビ及びDVDデッキ等の購入である。大塔支所の一階にあった元南都銀行のところで、高齢者の健康教室等を開催するときに活用している。」との答弁がありました。

七 路線バス専用道跡地維持修繕工事及び防護柵設置工事についてただしたのに対し、「跡地維持修繕工事は二件あり、一つは、西吉野町向加名生にある路線バス専用道跡地の道の擁壁部分に亀裂が入り、危険であるので、擁壁の復旧工事をしたものである。一つは、靈安寺町で路線バス専用道跡地を横断する溝の設置工事である。防護柵設置工事は、市役所近くの国道三二〇号高架下の土地を、駐車場として借用していたものを県に返還する際に、中に立ち入られないようにフェンスを設置したものである。」との答弁がありました。

八 五條市元気なまちづくり交付金の詳細についてただしたのに対し、「交付団体数は二十団体で、五條市の地域を元気にする目的で、各団体の方の活動に対しての補助金である。」との答弁がありました。

九 ドライブレコーダー導入促進事業補助金についてただしたのに対し、「平成三十年度は五年間事業の四年目で、台数は三百十三台である。」との答弁があり、委員から、本市の車両登録台数に対して何台が補助金の活用があったか、また、設置した車両から動く防犯カメラと

しての協力状況をただしたのに対し、「現在の車両登録台数は把握していないが、目標としていた一千二百五十台を令和元年度で達成した。また、現在補助金を活用してドライブレコーダーを設置した車両から直接情報提供をいただいた事例はない。」との答弁があり、委員から、市民の皆さんに五條市は、こういう体制で防犯対策もしていることの周知に取り組むべきではとただしたのに対し、「市民の皆さんに伝えることによって、抑止力につながってくると思うので、今後検討してまいりたい。」との答弁がありました。

十 幻の五新鉄道活用プロジェクト事業委託料についてただしたのに対し、「トンネル点検補修設計委託料一千三百二十八万四千円と木レールイベント運営委託料百万円である。」との答弁があり、委員から、点検後のトンネルをどのように活用しようとしているのかただしたのに対し、「トンネルを点検した結果、賀名生・城戸間でウォーキングやサイクリング等に活用するために令和元年度の予算で改修費を見込んでいます。」との答弁がありました。

十一 新庁舎建設事業費の土地借上料の目的と期間をただしたのに対し、「新庁舎建設に関わる市道旧岡中線の待避所と仮設道路の借上げで、平成三十年度は一月から三月までである。」との答弁があり、委員から、以前に尋ねたときは、仮設道路の借上料であるとの答弁をいただいたと思うが、待避所が増えたのかただしたのに対し、「借上料は、待避所を含めた土地と説明させていただいている。」との答弁があり、委員から、新庁舎の建設完了後、その土地をどのようにするかただしたのに対し、「待避所は、地元要望等を鑑みながら、残すかどうか検討してまいりたい。仮設道路は、元に戻す予定である。」との答弁がありました。

次に、民生費についてであります。

十二 社会福祉総務費の時間外勤務手当が予算額より百万円程度多い決算額になっていることについてただしたのに対し、「社会福祉課職員の時間外勤務が多くなっている。今年度は縮小に努めている。」との答弁がありました。

十三 花咲寮建設工事請負費二千六百万円の支払内容について、ただしたのに対し、「前払金である。出来高予定額六千五百万円の四〇パーセントである。」との答弁がありました。

昼食のため午前十一時五十一分に休憩し、午後一時二十五分から審査を再開しました。

十四 通園バス運行業務委託料についてただしたのに対し、「二見地区及び阿太地区の児童の送迎である。」との答弁があり、委員から、当初予算額は六百二十七万円であったが、決算書を見ると大きな金額の差があることについてただしたのに対し、「どちらの地区もマイクロバスを利用した通園バスを考えていたが、二見地区の利用児童数が二名となったことにより、タクシーを借上げたため金額が少なくなった。」と

の答弁がありました。

十五 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務委託料についてただしたのに対し、「子ども・子育て支援事業計画の第二期の計画を立てるための事前調査で、就学前児童及び小学生の保護者に対して行ったニーズ調査である。」との答弁があり、委員から、調査内容と目的をただしたのに対し、「現在の家庭の形、保護者の就労の状況等と子ども・子育て支援事業として十三事業ある中で、どのくらいの方がどういった事業を利用されるかを調べるためである。」との答弁があり、委員から、調査によりその事業に対して今後何らかの形で反映できるようにしていただきたいとの意見がありました。

十六 児童福祉施設費貸金の不用額の要因についてただしたのに対し、「正職保育士が産前・産後休暇育児休業等を取得したときの代替保育士、パート保育士及び配慮の必要な児童が入所されたときの加配保育士等の賃金を見込んでいたが、必要がなかったためである。」との答弁がありました。

次に、衛生費についてであります。

十七 老人保健事業費委託料約五百六十八万円の不用額についての要因をただしたのに対し、「前年度実績から見込まれる受診者の数が減った。」との答弁があり、委員から、受診者が減ったことに対して受診率の向上についての考えをただしたのに対し、「受診率の向上は医療費の節減にもなるので、勧奨の案内文書等を発送して、受診していただく取組をしている。」との答弁があり、委員から、回覧で周知するにしても自治会の加入率は低くなっているのもう一度、周知の方法を考えていただくようお願いするとの意見がありました。

十八 リサイクル類直接資源化業務委託料及び刈草等たい肥化業務委託料の不用額についてただしたのに対し、「リサイクル類直接資源化業務委託料は、当初予算は四五〇トンの処理を見込んでいたが、実際は三三二トンの処理となったその差額である。刈草等たい肥化業務委託料は、当初予算は三〇〇トンの処理を見込んでいたが、実際は一九五トンの処理となったその差額である。」との答弁がありました。

次に、農林業費についてであります。

十九 鳥獣対策費の会場・施設使用料についてただしたのに対し、「第二十二回食の乱反射の施設費用及び設備一式の使用料である。」との答弁があり、委員から、長く続いている五條市を代表するイベントの一つについては、補助金を減額する一方ではなく行政としても協力していただき、今後とも市政発展のためによりしくお願いしたいとの意見がありました。

次に、商工費についてであります。

二十 買物支援事業委託料二百万円の詳細についてただしたのに対し、「買物困難者救済のために大塔地区と西吉野町永谷地区への移動販売車による買物支援である。」との答弁があり、委員から、算出根拠をただしたのに対し、「移動販売に係る経費と売上の粗利益の差額で、二百万円を上限としている。」との答弁があり、委員から、損失分を補てんする委託料という解釈で良いかただしたのに対し、「損失分を補う分として、二百万円を上限としている。」との答弁があり、委員から、山間部だけではなく、まちの中でも買物支援が必要な方が増えてきているので、今後の取組についていろいろなことを研究して取り組んでいただきたいとの意見がありました。

二十一 五條市観光イメージアップ事業委託料の詳細についてただしたのに対し、「主なものとして観光案内所に係る人件費三名分、観光振興に関する活動、観光情報の発信等の業務である。」との答弁があり、委員から、委託先をただしたのに対し、「五條市観光協会である。」との答弁があり、委員から、観光案内所への訪問者数等についてただしたのに対し、「昨年度に比べて人数は減っている。東京都にある奈良まほろば館でも本市の魅力をPRしている。県外からの観光客誘致に向けていろいろ取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。

二十二 きすみ館費の繰越明許費分設計業務委託料についてただしたのに対し、「きすみ館大規模改修工事の実設計業務が完了した。」との答弁があり、現在の進捗状況についてただしたのに対し、「繰越した増築部分の設計業務は令和元年七月末に完了した。」との答弁があり、委員から、工事中工予定をただしたのに対し、「今後、備品等の費用も精査して、全体の工事費として取りまとめ、予算の確保に向けて進めてまいりたい。」との答弁があり、委員から、財政も厳しいなかであるが来年度着工に向けて予算要求を行っていただきたいとの意見がありました。

二十三 自転車観光促進事業委託料についてただしたのに対し、「本市では文化施設、観光施設が点在している。徒歩や公共交通機関も不便であり、十分な観光ができない状況であるので、自転車により観光を促進するための事業である。」との答弁があり、委員から、自転車観光という観点から、自転車のレンタル等も含めた運用についても考えていただきたいとの意見がありました。

二十四 道路新設改良費の繰越明許費分に関連して、平成三十年度から令和元年度への繰越事業の進捗状況についてただしたのに対し、「市道旧岡中線、新庁舎関連の道路改良工事の一件だけが、現在入札手続き中である。」との答弁があり、委員から、理由をただしたのに対し、「電柱及び地下埋設物の移設工事の完了を待っていた。」との答弁があり、委員から、今後も庁舎関連の周辺道路整備は重要な位置付けにあるので、行程どおりにしゅん工できるように、計画を立てていただきたいとの意見がありました。

二十五 道路維持費の材料支給についてただしたのに対し、「延べ五十五の自治会に支給をしている。」との答弁があり、支給の対象となる基準をただしたのに対し、「市道と里道である。」との答弁がありました。

二十六 予算書に載っている上野公園プール解体設計業務委託料五百七十万円が、決算書に載っていない理由についてただしたのに対し、「解体する前に跡地利用を決めてから解体しないと起債との関係があり実施しなかった。」との答弁があり、委員から、いずれ解体しなくてはならないのに、予算計上する前に検討しておくべきではないかとの意見がありました。

二十七 繰越明許費分上野公園防災力強化棟建築工事の契約内容についてただしたのに対し、「契約日が平成三十年十月五日、契約の相手方は株式会社田原建設、契約金額は二億八千八十万円、工期が平成三十年十月五日から令和元年九月三十日を予定している。」との答弁がありました。

二十八 上野公園防災力強化棟建築工事に関係する業者が逮捕されたこととの関連事項についてただしたのに対し、調査のため、午後四時二十一分に暫時休憩となりました。

午後五時七分から審査を再開し、午後五時十九分に延会となりました。

十八日、午前十時に審査を再開しました。

二十九 都市公園管理費の会場設営等委託料についてただしたのに対し、「平成三十年度から予算化し、合計四回分で百八十八万八千円である。」との答弁があり、委員から、市長の要求による監査の結果報告書に記載の畳敷込み料が二重払いになっている金額が含まれているかただしたのに対し、「含まれている。」との答弁があり、委員から、この決算額百八十八万八千円については、承認することができないとの意見がありました。

三十 上野公園利用宿泊補助金についてただしたのに対し、「五件の申出があり、合計四十三万三千円の支出である。」との答弁があり、委員から、シダースーパーカップ柔道大会において、宿泊料が全額支払われているにも関わらず、市から十一万二千元が支払われているのは不適切であり、承認できないとの意見がありました。

三十一 体育用備品運搬業務委託料についてただしたのに対し、「保管場所からの柔道畳の運搬で、平成三十年十二月の近畿少年柔道合同練習会及び平成三十一年三月の近畿柔道選手権大会の二回分である。」との答弁がありました。

三十二 五條市主催でない柔道大会になぜ、畳敷込み料が支払われたかただしたのに対し、「全ての大会に支払している。」との答弁があり、

委員から、条例、要綱等があるのかただしたのに対し、「条例、要綱等はない。」との答弁がありました。

三十三 シダーアリーナ軒樋設置工事について、設置した理由をただしたのに対し、「玄関に樋がなく、雨が降ったときに利用される方に雨水が掛かるのを防ぐためである。」との答弁があり、委員から、総合体育館がしゅん工して数年で、このようなことが起きているので、今後、新庁舎建設という大きく取り組もうとされている事業に生かしていただきたいとの意見がありました。

三十四 繰越明許費分総合体育館設備浸水対策工事が事故繰越になった要因をただしたのに対し、「直接的な要因は、鋼矢板製造メーカーのトラブルで製品が納入されなかったことである。」との答弁があり、委員から、今後はトラブルも想定した上で、工期を組むべきであるとの意見がありました。

三十五 空き家利活用推進支援補助金の詳細についてただしたのに対し、「要綱で定める上限額五十万円をNARA達者クラブと五條街づくり研究会の二団体に支出している。活動内容は、空き家の利活用を推進するための仲介等を促進する業務である。」との答弁がありました。

次に、消防費についてであります。

三十六 奈良県広域消防組合の一般会計繰出金について、五條市の負担比率をただしたのに対し、「負担率は約六・四パーセントである。」との答弁があり、委員から、繰出金の使途をただしたのに対し、「人件費として約四七パーセント、公債費として約四〇パーセント、政策事業費として約三パーセント、残りが本部の経常経費の保守委託料等として約一〇パーセントである。」との答弁があり、委員から、広域化により消防行政サービスが向上した点をただしたのに対し、「六つのスケールメリットを基本として運用を開始している。」との答弁があり、委員から、広域消防組合になってからの経費の削減状況についてただしたのに対し、「消防救急無線のデジタル化と消防指令システムの構築において、単独整備をした場合と比べると大きな削減効果があった。」との答弁がありました。

次に、教育費についてであります。

三十七 「夢の教室」実施業務委託料についてただしたのに対し、「元サッカー日本代表の選手を始めとしたアスリートを招き、二日間にわたる市内四つの小学校で小学五年生を対象に実施したものである。」との答弁があり、委員から、小学五年生を対象とした理由をただしたのに対し、「プログラム自体が小学五年生を対象としたもので、学校で体育の授業時間に実施するという主催者側の意向に沿ったものである。」との答弁があり、委員から、専門の技術を間近で見られる良い機会であるので、対象者については、今後検討していただきたいとの意見がありました。

三十八 星のくに宿泊訓練活用補助金についてただしたのに対し、「市内の小学四年生を対象に一人当たり二千円の補助金を出している。」との答弁があり、委員から、訓練の内容についてただしたのに対し、「訓練をすることが目的ではなく、宿泊のできる子供の学習活動で、今後の宿泊行事に慣れさせるためのものである。」との答弁があり、委員から、星のくにで宿泊体験をして、また行きたいと思ってもらえるような取組につなげていただきたいとの意見がありました。

昼食のため午前十一時五十八分に休憩し、午後一時二十六分から審査を再開しました。

三十九 シダースーパーカップ柔道大会実行委員会負担金についてただしたのに対し、「負担金として二百五十万円を支出し、事業実績報告書に基づく精算により十七万四千八百十三円の戻入金があり、決算額としては、二百三十二万五千八百八十七円である。」との答弁があり、委員から、予算書には、奥大スポーツのメックづくり事業実行委員会負担金と記載されていたが、名称が変更になった理由をただしたのに対し、「平成三十年七月二日に実行委員会が開催され、規約等の変更が承認されたためである。」との答弁があり、委員から、実行委員会で宿泊費補助金は幾ら支出しているかただしたのに対し、「大会の宿泊費から役員及び来賓の宿泊費として三十五万六千円、大会の協賛金から招待校の宿泊費として七十四万九千二百円を支出している。」との答弁があり、委員から、五條市の職員が二百三十二万五千八百八十七円の支出の確認を行ったかとただしたのに対し、「市としての確認はしていない。実行委員会から提出された事業実績報告書に基づき精査を行ったが、領収書は確認していない。」との答弁があり、委員から、市として確認をしなかった理由をただしたのに対し、「実行委員会事務局が県の奥大和移住・交流推進室にあり、事務の全般を行っている。監査も県のスポーツ振興課長の監査を受けており、事業実績報告書により返還金等の精算事務を行った。」との答弁があり、委員から、こうした状況を踏まえて再度調査する必要があるのではないかとただしたのに対し、「実行委員会が主体となり、監査も行った上で事業実績報告書が提出されていることから、十分な確認がなされていると考えるのが通常である。しかし、実行委員会と市の公園緑地課との連携が十分でなかったと考える。」との答弁がありました。

四十 伝建事業に伴う修理修景整備補助金の件数等についてただしたのに対し、「件数は四件で、補助率は八〇パーセントである。」との答弁があり、委員から、有利な補助事業を利用して、市としてもその地域の活性化につなげていくことが大事であるとの意見がありました。

災害復旧費、公債費については質疑がありませんでした。

次に、予備費についてであります。

四十一 予備費についてただしたのに対し、「合計四百十六万九千円を三件の費目に予算充当した。」との答弁があり、委員から、財源をただ

したのに対し、「一般財源である。」との答弁がありました。

次に、一般会計歳入についての審査を行いました。

四十二 奈良県企業立地ガイド二〇一九に掲載されている固定資産税の優遇制度について、件数と軽減額をただしたのに対し、「半島振興法に係る税制優遇による三年間不均一課税は八件、軽減額は三千三百六十八万二千三百六十六円で、地域未来投資促進法に係る税制優遇による三年間課税免除は七件、軽減額は二千二百六十九万七千九百九十円である。」との答弁がありました。

四十三 上野公園使用料のうちシダーアリーナ使用料についてただしたのに対し、「三百七件、三百八十八万八千二百二十五円である。」との答弁がありました。

引き続き、各特別会計及び企業会計についての審査を行いました。

初めに、国民健康保険特別会計についてであります。

一 国民健康保険税の徴収方法についてただしたのに対し、「保険料には、医療給付費分と介護納付金分と後期高齢者支援金分が含まれている。」との答弁がありました。

下水道事業特別会計、墓地事業特別会計については質疑がありませんでした。

次に、介護保険特別会計についてであります。

一 積立金についてただしたのに対し、「歳入歳出差引額六千七百一十一万二千九百二十一円から今回の九月補正で積立てている。」との答弁がありました。

大塔診療所特別会計、農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療特別会計については質疑がありませんでした。

次に、財産に関する調査についてであります。

一 遊休資産の利活用、効率活用についてただしたのに対し、「土地の整理等実態の把握をして遊休資産の中でも売却できる土地、貸付できる土地を整理し、今後、より一層利活用あるいは売却処分できるように進めていく。」との答弁があり、委員から、地域周辺住民の方に役立つような使い方が、遊休資産の効率的な活用になってくるので、今後も取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、水道事業会計についてであります。

一 水道料金の値上げについてただしたのに対し、「決算書の三ページに営業収益の給水収益は六億九千四百五十七万五千六百十八円であり、平

成二十九年度の供給単価百八十・五六円に対し、平成三十年年度の供給単価は百九十七・五〇円となり、率にして一・〇九三八倍の効果を得ている。」との答弁がありました。

二 決算における基金の額についてただしたのに対し、「決算書の八ページに減債積立金が一億六千九百五十五万八千円、建設改良積立金が九千二百四万八千三百八十六円、赤字欠損の補てんに五千八百三十八万八千六百二円、差引き二億三百二十一万七千七百八十四円が基金積立ての金額である。」との答弁がありました。

以上が審査の概要であり、質疑終了後、意見調整のため暫時休憩となりました。

再開後、委員から、付託された議案、認第一号平成三十年度五條市一般会計歳入歳出の決算認定についてほか八議案の各会計決算認定について、委員会の質疑の中で不明瞭な部分があり、特に、上野公園シダーアリーナでの柔道畳の敷込み料、宿泊費に関する補助金、シダースーパーカップ柔道大会の宿泊費等について疑問があり、慎重審議を期すために、引き続き審査が必要であると閉会中の継続審査の動議がありました。

この動議について、質疑を行い、討論を省略して採決の結果、本件は全員一致をもって閉会中の継続審査とすることに決しました。

なお、委員長の挨拶では、「付託された各議案は、本特別委員会において閉会中の継続審査とすべきものと決したが、審査の過程において委員各位から出された御意見、御提言等を踏まえ、今後の行政運営に十分反映していただくようお願いする。」との御提言を申し上げます。以上、決算審査特別委員会の中間報告とします。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

ただいまの決算審査特別委員会委員長の審査の中間報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本件は決算審査特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（平岡清司）次に日程第四、同第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）同第九号 五條市監査委員の選任について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第九号、五條市監査委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

監査委員のうち、識見を有する者から選任されている竹田和彦委員が令和元年九月三十日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任するに当たり同意を求めるものであります。

後任として竹田和彦氏の再任をお願いしようとするものであります。

同氏には、平成二十七年十月より監査委員をお願いしているところであり、その間大変御熱心に財務管理や業務の経営管理、またその他行政運営に優れた識見を持つて適正、的確に監査をしていただいております。

市民に信頼される市政推進にも意欲を持っていただいておりますので、引き続き監査委員をお願いしようとするものでございます。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより同第九号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（平岡清司）次に日程第五、推第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）推第四号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました推第四号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、小松靖幸委員の任期が令和元年十二月三十一日をもって満了するため、その後任の候補者推薦について、議会の意見を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、小松靖幸氏の再任をお願いしたいと存じます。

同氏は、本市の中学校の校長を歴任され、平成二十年一月から人権擁護委員を務めていただいております。人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解を有しており、人権擁護委員として適任者であると考えております。

議員各位には、御理解をいただきまして、御推挙賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより推第四号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時二十四分休憩に入る

午後零時五十六分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第六、発議第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）発議第六号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について。標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

令和元年九月二十五日提出

提出者 五條市議会運営委員会 委員長 山口耕司

○議長（平岡清司） 提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会山口耕司委員長。

〔議会運営委員長 山口耕司登壇〕

○議会運営委員長（山口耕司） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第六号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和四十五年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、四次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機にひんし、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和三年三月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和元年九月二十五日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
ありがとうございます。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（平岡清司）次に日程第七、発議第七号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）発議第七号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

令和元年九月二十五日提出

提出者 五條市議会議員 山口 耕 司

賛成者 五條市議会議員 岩 本 孝

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明を求めます。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第七号、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）

東京・東池袋で八十七歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子二人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いている。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、七十五歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点で約五百六十三万人いる七十五歳以上の運転免許証保有者が、二〇二二年には百万人増えて約六百六十三万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は二〇一七年施行の改正道路交通法で、七十五歳以上の運転免許証保有者は一定の違反行為や運転免許更新時に認知機能検査等を受けることを義務付けたが、いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取組は待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、いまだ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に運転免許証を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取組であるが、一方で乗務員や地域の担い手の高齢化も深刻化しており、地域の交通網の確保、維持も非常に困難となってきた。

政府におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組みすることを強く求める。

記

一 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」（サポカーS）や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討

すること。

二 高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」（サポカーS）に限定した運転免許制度の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入を検討すること。

三 高齢者が日々の買物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗り合いタクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」の更なる充実に向けた取組に対し、支援を強化すること。また、地方自治体などが行う、運転免許証の自主返納時におけるタクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和元年九月二十五日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決し、意見書を提出すること決しました。
なお、意見書の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（平岡清司）次に日程第八、発議第八号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）発議第八号 所得税法第五十六条の廃止を求める書見書について。

標記のことに、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

令和元年九月二十五日提出

提出者 五條市議会議員 大谷 龍雄

賛成者 五條市議会議員 養田 全康

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明を求めます。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第八号、所得税法第五十六条の廃止を求める書見書について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

所得税法第五十六条の廃止を求める意見書（案）

中小企業は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その事業を営む上でなくてはならない存在である家族従業者の「働き方」（自家労賃）は、「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」こととする所得税法第五十六条の規定により、税法上、必要経費として認められていない。事業主の所得から控除される家族従業者の「働き分」は、配偶者の場合は八十六万円、配偶者以外の家族は五十万円だけである。家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的・経済的にも自立することができない。また、家業を一緒にやりたくてもできないことが後継者不足に拍車を掛けている。

国は、「小規模企業は、経済をけん引し、雇用を確保し、地域社会の主役として住民生活に貢献している国家の財産ともいべき存在であ

る」とし、「日本経済の再生を果たすためには、成長力の基盤である小規模企業の健全な発展を促す」必要があると、小規模企業振興基本法を定めた。この法律の趣旨からも、家族従業者の役割を否定し地位を低下させ、家族経営の繁栄や地域経済の振興を妨げる所得税法第五十六条は廃止されるべきである。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費にできるが、同じ労働に対し、申告の仕方によって差をつける制度自体が矛盾している。また、全ての事業者に記載が義務付けられた今、「租税回避」の恐れを理由にする根拠はなくなり、申告の仕方による差別は認められない。

アメリカ・イギリス・ドイツなど世界の主要国においては、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費と認め、家族従業者の人権・労働を正当に評価している。

よって、本議会は、国及び政府に対し、小規模企業振興基本法の基本原則に鑑み、家族従業者の人権を保障し、労働が適正に評価されるよう所得税法第五十六条を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和元年九月二十五日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第九、発議第九号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）発議第九号 敷地内全面禁煙の一部見直しを求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

令和元年九月二十五日提出

提出者	五條市議会議員	吉田雅範
賛成者	五條市議会議員	福塚実
〃	〃	窪佳秀
〃	〃	吉田正

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明を求めます。十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範登壇〕

○十番（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第九号、敷地内全面禁煙の一部見直しを求める意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

敷地内全面禁煙の一部見直しを求める意見書（案）

令和元年七月一日から、健康増進法の一部を改正する法律の一部施行に伴い、本庁舎を始めとして、支所・教育委員会事務局庁舎・カルム五條・水道局庁舎等において、敷地内全面禁煙が実施されました。

また、改正法の規制の適用外である電子タバコ等も禁煙の対象とした措置は、理事者の強い意思の表れであると認識はしているところであります。

しかし、奈良県庁を始めとして県下で特定屋外喫煙場所を設けて対応している自治体は、過半数の二十二市町村に上っています。現に、本市職員の中にも多数の喫煙者が存在し、敷地内禁煙が実施されて二箇月余りが経過した中、各自で対策は講じてはいるものの、禁煙までには至っていないのが現実であります。

喫煙者の権利を殊更に主張するものではなく、望まない受動喫煙を防止するという改正法の趣旨に何ら異を唱えるものではありませんが、市民を始め来庁される方の不満も幾らか耳にするようになった今、ここに理事者の再考を求めめるものであります。

よって、受動喫煙の防止を最大限考慮した上で、敷地内に専用の喫煙場所を設置していただくことを強く求めます。
以上、意見書を提出いたします。

令和元年九月二十五日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、十二番大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましただけで、敷地内全面禁煙の一部見直しを求める意見書につきまして、喫煙される方も喫煙されていない方も、全ての皆さん方の健康の増進を願ひまして反対討論をいたします。

御存じのように、この法律の趣旨は先ほどの説明にもありましたように、喫煙される方、されない方全ての健康を目的として制定された法律だと私は解釈しております。しかし現在喫煙されている方、すぐやめられるということについてはやめている方もおられますけれども、困難な方もおられるというふうに聞いております。

そんな中で、この問題で専門家の方の意見を紹介いたしますと、ヘルスプロモーション研究センター、センター長の中村正和さんという医師で労働衛生コンサルタントの方の意見では、日本では二〇〇六年に条件を満たす人は健康保険で禁煙治療ができるようになりましたと、禁煙外来では十二週間で五回の通院が必要で、禁煙補助薬を使用します。実際に五回きちんと受けた人の七割から九割近くが成功しますと、自分の意思でタバコも吸わないようにしようという方もおられますし、それは素晴らしいことですが、現在は、今専門家が指摘しておりますように、葉で案外スムーズになくしていくことができると、普通薬を使うと禁煙症状が和らぐので無理なく禁煙できます。自分の力より禁煙の可能性が確実に高いことが科学的にも根拠が示されていますというように言われています。そんな中で、今日の新聞によりますと、アメリカの報道メディアは、アメリカの疾病対策センターが十九日、電子タバコとの関連が疑われる肺疾患で七人が死亡したと発表しています。そして同様の肺疾患の事例は、若者を中心にアメリカの三十八州で五百三十件に上っているというふうに報道しております。そしてそのもとでトランプ政権は九月十一日、ほぼ全ての電子タバコの販売を禁止する方針を明らかにしましたと、こういうことで電子タバコであれば自分の被害も周辺の皆さん方の被害も少なくなるのではないかなという考えの方もおられると思いますけれども、やはりこういう事案が起きているという状況であります。

したがって、やはり自分の健康のためにも周辺の皆さん方の健康のためにも、なくすという強い意志と今専門家が明らかにしております禁煙薬を活用すれば、案外スムーズに禁煙できるといことにつながってまいりますので、その目標で頑張っていたことをお願いいたします。この議案書には反対させていただく次第であります。

どうか賛同される方、多くの皆さん方よろしくお願ひ申し上げます。
ありがとうございます。

○議長（平岡清司）以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（平岡清司）次に日程第十、発議第十号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）発議第十号 適正な予算執行を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

令和元年九月二十五日提出

提出者	五條市議会議員	吉田	正
賛成者	五條市議会議員	吉田	雅範
〃	福塚	実	

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明を求めます。五番吉田 正議員。

〔五番 吉田 正登壇〕

○五番（吉田 正）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十号、適正な予算執行を求める意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

適正な予算執行を求める意見書（案）

令和元年第三回九月定例会における平成三十年年度決算審査で、上野公園の事務執行に関する報告では、市当局の適正とは到底考えられない予算執行がなされていることが判明した。

議会は、平成三十年年度予算について慎重審議を重ね、全員一致をもって原案のとおり可決したところであるが、平成三十年年度決算審査における市当局の説明は、的確な説明も納得する説明も得られなかったところであり、予算を慎重審議し、議決した議会の意思を無視するものであり、チェック機関でもある議会としては、到底看過できるものではない。

これら事務執行は、一担当課だけに留まらず、その職の信用を傷つけ、職員の職全体の不名誉ともなりかねない恐れのある行為とも考えられる。

よって、市当局に対しては、事務事業に基づいた適切な予算執行を講じることを強く求める。
以上、意見書を提出する。

令和元年九月二十五日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、九番山口耕司議員の発言を許します。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番(山口耕司)ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、発議第十号、適正な予算執行を求める意見書について、反対の立場から意見を述べさせていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

まずこの意見書に書かれております平成三十年度の決算で、上野公園の事務執行に関する報告で、「市当局の適正とは到底考えられない予算が執行されていることが判明した。」とございます。この判明いたしましたのは平成三十一年三月定例会におきまして、議会として決議を打たせていただいております。これは議会運営委員会から提出されたものでございまして、その内容は「平成三十一年五條市議会第一回三月定例会の予算審査特別委員会の総括質問において、総合体育館における契約事務や体育館用備品購入事務について、発注金額や発注業者等不明瞭な点が多く発覚した。事務執行上の問題点が多々あり、例えば、平成二十九年度における入札で、登録のない業者が入札に参加したり、随時契約において、登録のない業者が受託したり、平成三十年度においては、柔道畳の敷込みにおいても、同様に登録のない業者と契約を締結し、その後に登録を行っている。

議会としても今後、徹底した調査を行う予定であるが、理事者側においても、第三者機関で調査究明を行い、その結果について報告を求めるものである。以上、決議する。」という決議文を三月二十日に全会一致で可決していただいております。

そしてまた六月定例会におきましても、三回にわたる全員協議会におきまして、この畳のことにつきまして全員協議会を開催して、いろいろなことが判明した上で動議として地方自治法第九十八条の特別委員会を設置することについての動議が提出されましたが、それは反対多数で否決となった次第でございます。

そして本九月定例会におきましては、この特別委員会設置についての議案が提出され、総合体育館における事務執行についての特別委員会を設置し、また地方自治法第九十八条第一項の権限を総合体育館における事務執行についての特別委員会に委任することといたしますということが決議されております。よってこのことは確かに議員としてこうして意見を述べることが大切なことかもしれません。しかしながら地方自治法第九十八条の特別委員会が設置された以上、そこでしっかりと審議をされた上での意見書であれば通常かなというふうに私は考えるものがございます。そしてこの地方自治法第九十八条の特別委員会も今回本議会の散会后に理事者側から聞き取り調査をする予定でもございます。そうした中で、しっかりと我々議員としての責務を果たした上で、市長部局に、また理事者側にこういった行動を取っていただきたいというのが従来の在り方ではないかと思えます。よって、このことに関しましては、どうか皆様の反対の立場を貫いていただきますようお願いを申し上げます。反対の討論とさせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十一、発議第十一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）発議第十一号 牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

令和元年九月二十五日提出

提出者 五條市議会運営委員会 委員長 山口耕司

○議長（平岡清司）地方自治法第百七条の規定により、牧野雅一議員の退場を求めます。

〔牧野雅一議員退場〕

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会山口耕司委員長。

〔議会運営委員長 山口耕司登壇〕

○議会運営委員長（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十一号、牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議（案）

市議会議員は、公正かつ厳正な選挙により市民の信託を受け、市民の暮らしや教育・福祉の向上に常に努めるべき職責を有しており、法令を遵守すべき議員の責任は重大である。

去る、五月二十一日に県内で虚偽書類を提出し、違法に建設業許可を取得した会社役員と、雇用事実がない者、いわゆる名義貸しにより二名が逮捕された事案が発生した。

牧野雅一議員は、六月二日、名義貸しで逮捕された者を業者に紹介したことにより、司法当局より、令状が牧野雅一議員に示され家宅捜索を受け、その後、数回に及ぶ取り調べを受け検察庁に書類送検された。

内容は、九月十八日に議員全員協議会が開催され、牧野雅一議員よりことの説明を受けた中で、「公園緑地課のK職員の供述どおり供述書に署名し、起訴猶予となった。」との発言があった。

以前にも、市道舗装工事に関して職員の公正な職務の遂行を妨げる行為があり、市当局より、議会に対し幾度も文書による改善の要求があった。

これらの問題は、市議会の信頼と名誉を著しく損ね、市民の期待を裏切るものであり、その責任の重大さを認識して、自ら議員を辞職すべきである。

よって、五條市議会は、議会の品位の尊重と権威保持、そして議員の職責に鑑み、現在、副議長でもある、牧野雅一議員に対して議員を辞するよう勧告するものである。

以上、決議する。

令和元年九月二十五日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立多数であります。

よって本件は決議案のとおり可決することに決しました。

牧野雅一議員の入場を許可します。

〔牧野雅一議員入場〕

○議長（平岡清司）会議を続けます。

この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続審査申出
一覧表のとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（平岡清司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は九月二十六日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よつて本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成三十三年度五條市各会計決算認定を始め、重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り厚くお礼を申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際し代表監査委員、また本会議各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市民に信頼される行政と市政の一層の向上を目指して御精励いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）令和元年第三回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

九月二日に開会されましたこのたびの定例会におきましては、条例の制定を始め令和元年度一般会計及び特別会計補正予算並びに平成三十年度各会計歳入歳出決算認定等について一部を除き可決承認をいただきました。また監査委員、並びに人権擁護委員の選任等に同意を得ましたことに心からお礼を申し上げます。

本定例会中に議員各位から賜りました御意見、御提言を十分に踏まえながら、これからの市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政の発展のため御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、朝夕がめつきりと涼しくなり、秋の訪れを感じるようになりましたが、日中はまだまだ暑い日もあり夏の疲れが出るころでもございます。

議員各位におかれましては十分にお体を御自愛いただきまして、今後とも市政の発展と市民の幸せのためより一層のお力添えをいただきます

すようお願い申し上げます、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司） これをもちまして、令和元年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。

午後一時四十分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 平岡清司

署名議員 山口耕司

署名議員 吉田雅範

署名議員 藤富美恵子